

釜石市球技場条例

○釜石市球技場条例

平成25年3月21日

条例第25号

改正 平成25年9月26日条例第41号

平成25年12月20日条例第44号

令和元年9月17日条例第7号

(設置)

第1条 ラグビー、サッカーその他スポーツの振興を図るため、釜石市球技場(以下「球技場」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 球技場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 釜石市球技場

位置 釜石市甲子町第10地割159番地4

(平25条例41・一部改正)

(指定管理者による管理)

第3条 球技場の管理は、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(平25条例41・追加)

(開場時間)

第4条 球技場の開場時間は、9時から21時までとする。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(同法第2条に規定する元日を除く。)の開場時間は、8時から21時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の開場時間を繰り上げ、若しくは繰り下げ、又は臨時に延長し、若しくは短縮することができる。

(平25条例41・旧第3条繰下・一部改正)

(休場日)

第5条 球技場の休場日は、12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(平25条例41・旧第4条繰下・一部改正)

(利用の許可)

第6条 球技場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた内容を変更しようとするときも同様とする。

釜石市球技場条例

2 指定管理者は、球技場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(平25条例41・旧第5条繰下・一部改正)

(利用の制限)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、球技場の利用を許可しないものとする。

- (1) 公序良俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他指定管理者が球技場の管理上適当でないと認めるとき。

(平25条例41・旧第6条繰下・一部改正)

(利用料金)

第8条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、前項に定める利用料金を利用許可と同時に納付しなければならない。

3 前項に定める利用料金は、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

(平25条例41・追加)

(利用料金の収入)

第9条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させる。

(平25条例41・追加)

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15歳未満の者)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者その他規則で定める者が利用するとき。
- (2) 市が主催し、又は共催する事業に利用するとき。
- (3) 市内の小学校、中学校及び高等学校の体育行事等で利用するとき。
- (4) その他指定管理者が適当と認めるとき。

(平25条例41・旧第8条繰下・一部改正)

(利用料金の不還付)

釜石市球技場条例

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由から球技場を利用できなかったとき又は市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平25条例41・旧第9条繰下・一部改正)

(利用許可の取消し)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の利用許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当するとき。
- (3) 利用許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽り、その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他不可抗力により球技場の管理上、緊急やむを得ない理由が発生したとき。
- (6) その他市長において必要があると認めるとき。

(平25条例41・旧第10条繰下・一部改正)

(禁止行為)

第13条 利用者は、球技場において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (2) 許可を受けないで印刷物、ポスター等を掲示し、又は配付すること。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、飲食し、又は火気を使用すること。
- (4) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (5) 指定された場所以外の場所に自動車等を乗り入れ、又は駐車すること。

(平25条例41・旧第11条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第14条 球技場の管理について、第3条の規定による指定を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、次に掲げる事項等を審査し、その結果を同項の申請をしたものに通知するものとする。

- (1) 平等な利用が確保されること。
- (2) 管理に係る経費の縮減が図られること。
- (3) 事業計画書に基づき、継続して適正に管理することができる人的能力及び物的能力を有すること。

3 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

(平25条例41・追加)

釜石市球技場条例

(指定管理者による管理の基準)

第15条 指定管理者は、法令、この条例及びこの条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、適正に管理しなければならない。

(平25条例41・追加)

(指定管理者の業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 球技場の利用の許可に関する業務
- (2) 球技場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、球技場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(平25条例41・追加)

(事業報告書の提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、次の事項を記載した事業報告書を市長に提出しなければならない。年度の途中において地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 業務の実施状況及び利用状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他市長が必要があると認めた事項

(平25条例41・追加)

(損害賠償等)

第18条 指定管理者及び利用者は、自己の責めに帰すべき理由により球技場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(平25条例41・旧第12条繰下・一部改正)

(秘密保持義務)

第19条 指定管理者及び球技場の業務に従事している者は、球技場の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は球技場の業務の従事を退いた後においても、同様とする。

(平25条例41・追加)

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例41・旧第13条繰下)

附 則

釜石市球技場条例

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(釜石市陸上競技場条例の廃止)

- 2 釜石市陸上競技場条例(平成5年釜石市条例第13号)は、廃止する。

附 則(平成25年9月26日条例第41号)

改正 平成25年12月20日条例第44号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例中指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為に関する規定は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行日前に利用の許可がされている同日以降の釜石市球技場の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(平25条例44・追加)

附 則(平成25年12月20日条例第44号抄)

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月17日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(公の施設の使用料等の経過措置)

- 3 この条例第5条の規定による改正後の釜石市球技場条例の別表の規定、第6条の規定による改正後の昭和園クラブハウス条例の別表の規定、第7条の規定による改正後の釜石市民交流センター条例の第8条の規定、第8条の規定による改正後の釜石市中妻体育館条例の別表の規定、第13条の規定による改正後の釜石市基幹集落センター条例の別表の規定、第14条の規定による改正後の釜石市多目的集会施設条例の別表の規定、第16条の規定による改正後の釜石市公共牧場条例の別表の規定、第17条の規定による改正後の釜石市林業センター条例の別表の規定、第24条の規定による改正後の市営釜石ビル条例の別表の規定、第25条の規定による改正後の釜石市駐車場条例の別表の規定、第26条の規定による改正後の釜石市都市公園条例の別表第3、別表第7及び別表第8の規定第27条の規定による改正後の釜石市都市広場条例の第8条の規定及び第28条の規定による改正後の釜石市青葉ビル条例の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」

釜石市球技場条例

という。)前に利用の許可がされている施行日以後の公の施設の利用に係る使用料等については、
なお従前の例による。

別表(第8条関係)

(令元条例7・全改)

利用料金上限額

1 人工芝グラウンド利用料金(占用利用料金1時間につき)

区分	貸切全面 (ラグビー場とサッカー 場両方)		貸切1面 (ラグビー場又はサッカ ー場どちらか1面)		貸切1/2面 (ラグビー場又はサッカ ー場の半面)	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下	一般	高校生以下
入場料等を徴収しない場合	8,370円	4,180円	4,180円	2,080円	2,080円	1,030円
入場料等を徴収する場合	33,510円	16,750円	16,750円	8,370円	8,370円	4,180円

2 附属設備利用料金(1時間につき)

区分	放送機器	電光掲示板	Jボックス2 台 (選手用ベン チ)	照明設備		
				8基 (64灯)	4基 (32灯)	4基 (16灯)
入場料等を徴収しない場合	200円	200円	200円	4,180円	2,080円	1,030円
入場料等を徴収する場合	830円	830円	830円	16,750円	8,370円	4,180円

3 クラブハウス利用料金

区分		昼間 8時から17時まで (1時間につき)	夜間 17時から21時まで (1時間につき)	全日 8時から21時まで
		入場料等を 徴収しない 場合	会議室	410円
ラウンジ	620円		830円	9,000円
ロッカールーム	510円		720円	7,630円
入場料等を	会議室	1,670円	2,500円	25,130円

釜石市球技場条例

徴収する場	ラウンジ	2,500円	3,350円	36,030円
合	ロッカールーム	2,080円	2,920円	30,580円

備考

- 1 利用する時間に1時間未満の端数があるときは、1時間とする。
- 2 8時前又は21時後に利用する場合の利用料金は、人工芝グラウンド及び附属設備については各々の利用料金に、クラブハウスについてはクラブハウス利用料金の17時から21時までの区分の利用料金に利用した時間数を乗じて得た額とする。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれに類する料金を徴収する場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。